

(目的)

第1条 この要綱は、本町における地場産業の振興と町内建築業者等が住宅リフォーム工事を施工することにより、技能・技術の継承及び地域経済の活性化を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内建築業者等 多可町内に事業所を有する建築業者等をいう。
- (2) 住宅 多可町内に存する家屋で、現に居住の用に供しているものをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の増築、改築、修繕工事又は住宅の安全性、耐久性、居住性を向上させるための工事をいう。

(助成対象工事)

第3条 助成対象工事は別表1に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象住宅に住民登録を有し、現に居住し、かつ当該住宅を所有している者（以下「所有者」という。）であること。ただし、住宅の所有者が現に居住していない場合に限り、当該住宅に居住する配偶者又は3親等以内の親族であること。
- (2) 町内建築業者等が施工する、事業費50万円以上のリフォーム工事であること。
- (3) 助成を受けようとする者は、当該リフォーム工事について町の他の規程による助成を受けていない、又は受けようとししないものであること。
- (4) 助成を受けようとする者及び所有者は市町村税等を滞納していない者であること。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、事業費の100分の10に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10万円を限度とする。

(事業の認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、工事着手前に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町住宅リフォーム助成事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 工事着手前の写真（全景・工事予定箇所）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 第4条の条件を満たすことが証明できる書類
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(事業の認定)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めるときは多可町住宅リフォーム助成事業認定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することがある。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により認定を受けた者は、当該認定を受けた後に事業費及び工期の変更又

は申請を取下げようとするときは、多可町住宅リフォーム助成事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）に第6条の添付書類に準じる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、多可町住宅リフォーム助成事業変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 申請者は、工事完了後、速やかに次の書類を町長に提出しなければならない。

- （1）多可町住宅リフォーム助成金交付申請書兼請求書（様式第5号）
- （2）リフォーム箇所の完成写真
- （3）工事費の領収証等の写し
- （4）その他、町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、認定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の末日までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定等）

第10条 町長は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出を受けて助成金の交付を決定した場合は、多可町住宅リフォーム助成金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付回数）

第11条 この要綱に基づく助成金の交付は、当該住宅において、交付決定日の属する年度に1回限りとする。

- 2 当該住宅の認定申請は、前回の交付決定日の属する年度の翌年度以降に行うことができる。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を多可町住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

別表1 (第3条関係)

◆住宅リフォーム助成対象・対象外工事◆ ※下記の工事は一例です。

対象

リフォーム等の内容	備考
屋根のふき替・塗装、外壁の張替・塗装など	
部屋の新設・間仕切りの変更	
壁紙や床の張替などの内装工事	
耐震補強・改修工事	
窓・ガラスの取付・交換(断熱改修など)	
室内の建具等の交換	
外壁、屋根、天井の断熱化工事	
バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	
風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
バルコニーや雪止めの設置	
畳の取替え(表替え含む)	
住宅用太陽光発電システムの設置	
下水道への接続工事	

対象外

リフォーム等の内容	備考
家庭用電化製品などの購入(設置・取付け)のみ	
室内カーテンの取付・取替(カーテンレールの取付含む)のみ	増改築や内装工事等と一体であれば可。
電話やインターネットの配線工事	
造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	
住宅の解体工事のみ	
車庫・物置の設置及び増改築(別棟の場合も含む)	
給湯設備機器の設置	その他改修工事と一体であれば可。
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
屋根取合い工事	住居と住居をつなぐ渡り廊下として使用しているスペースの屋根は可。